

水稲共済の加入方式がかわります

現行の**一筆方式**は令和3年産をもって廃止となります。
つきましては、令和4年産の水稲共済は、**一筆方式以外**の引受方式に移行していただくこととなります。
本県では「**半相殺方式**」に「**一筆半損特約**」を付帯した内容への移行をおすすめしますが、他の方式や「**農業経営収入保険**」などもございますので、ぜひご検討ください。

一筆方式

掛金は
約330円/10a

- ・一筆単位での加入となります(全筆加入)。
- ・**一筆ごと**に、基準収穫量の3割以上減収した場合に共済金をお支払いします。
- ・被害耕地の全てを現地調査により確認し、減収量を算出します。

令和3年産で廃止になります。

おすすめ

半相殺方式

掛金は
約340円/10a

- ・農業者単位(耕作面積すべて)の加入となります。
- ・**全ての加入面積に対して**、基準収穫量の2割以上減収した場合に共済金をお支払いします。
- ・被害耕地の一部を現地調査により確認し、減収量を算出します。

一筆半損特約

プラス

約10円/10aで
特約をプラス

- ・損害評価において共済金の支払対象とならない場合であっても、**耕地ごと**に基準収穫量の5割以上減収した場合に、特例として2割の共済金を支払うことができるようになります。

半相殺方式以外の加入方式

全相殺方式

全量JA共販ならコチラがおすすめ！

掛金は
約410円/10a

- ・農業者単位での加入となります。
- ・**全ての加入面積に対して**、基準収穫量の1割以上減収した場合に共済金をお支払いします。
- ・収量はJAライスセンター等の出荷データにより確認します。

地域インデックス方式

掛金は
約360円/10a

- ・農業者単位での加入となります。
- ・**統計単位地域ごと**に、基準収穫量の1割以上減収した場合に共済金をお支払いします。
- ・**市町の統計単収に基づき共済金を算定するため、加入者ごとの被害状況に応じた補償とはなりません。**

収入保険なら自然災害以外も補償！

農業経営収入保険

基準収入1,000万円の場合
保険料等は33.6万円

- ・青色申告を行っている農業者が対象です。
- ・原則全ての農産物を対象に、自然災害や獣害等だけでなく、市場価格の低下や加入者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。
- ・基準収入の1割以上収入が減少した場合に保険金をお支払いします。

水稻共済・収入保険などのご相談は、お近くのNOSAIまで！